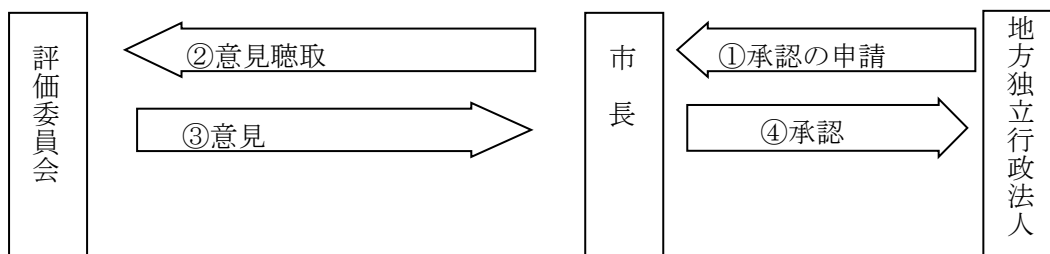


財務諸表の承認及び年度業務実績の評価方法について

1. 市長による財務諸表の承認手続き

- ① 法人は、市長に承認の申請を行う
- ② 市長は、評価委員会の意見を聴く
- ③ 評価委員会は、財務諸表の確認方針（参考資料 4）に基づき意見陳述を行う
- ④ 市長は、財務諸表を承認する



2. 財務諸表の確認方針

財務諸表の確認方針は、当委員会が、堺市長に対し財務諸表について、提出期間や提出書類などが法令等を遵守しているか、明らかな遺漏がないかなどを確認し、意見陳述を行う際の項目とその方針

3. 平成 26 年度の確認項目の状況

財務諸表 確認事項			確認状況	
提出書類	提出期限の遵守	財務諸表及び添付書類の当該年度の終了後 3 月以内の提出（法第 34 条）	6 月 29 日に法人が市長に提出したことを確認した。	○
	すべての必要な書類の提出	（財務諸表） 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算及びこれらの附属明細書 （添付書類） 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見 （法第 34 条及び規則第 10 条）	提出種類は、財務諸表及び添付書類ともに、遺漏なく、提出されていることを確認した。	○
財務諸表の整合	事業年度	毎年 4 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 （法第 32 条）	4 月 1 日から翌 3 月 31 日であることを確認した。	○
	「地方独立行政法人会計基準」への準拠性	重要な会計方針、表示科目、注記等の適切性 （法第 33 条）	会計準則に準拠した会計方針、表示科目、注記であることを確認した。	○
		合計等の基本的な計数の整合 （法第 33 条）	合計等の計数が、整合していることを確認した。	○
		主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等 （法第 33 条）	書類相互間が、整合していることを確認した。	○
		運営費負担金に係る会計処理の適切性	適正な会計処理が行われていることを確認した。	○
監事・会計監査人意見	監査報告書	財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事・会計監査人の意見の有無 （法第 34 条） 監事が理事長又は設立団体の長に提出した意見の有無 （法第 13 条）	監事及び会計監査人からの監査報告書は適正意見であり、考慮すべき意見や理事長、市長への意見はなかったことを確認した。	○
	その他	利益及び損失の処理等の適切性 （法第 40 条） 短期借入金の限度額超過の有無 （法第 41 条） 堺市以外からの長期借入金の有無 （法第 41 条） 余裕金の不適切な運用の有無 （法第 43 条） 重要な財産の不適切な処分等の有無 （法第 44 条）	利益の処分や余裕金の運用の適切性、また短期借入金や堺市以外からの長期借入金、重要な財産の処分がなかったことを確認した。	○

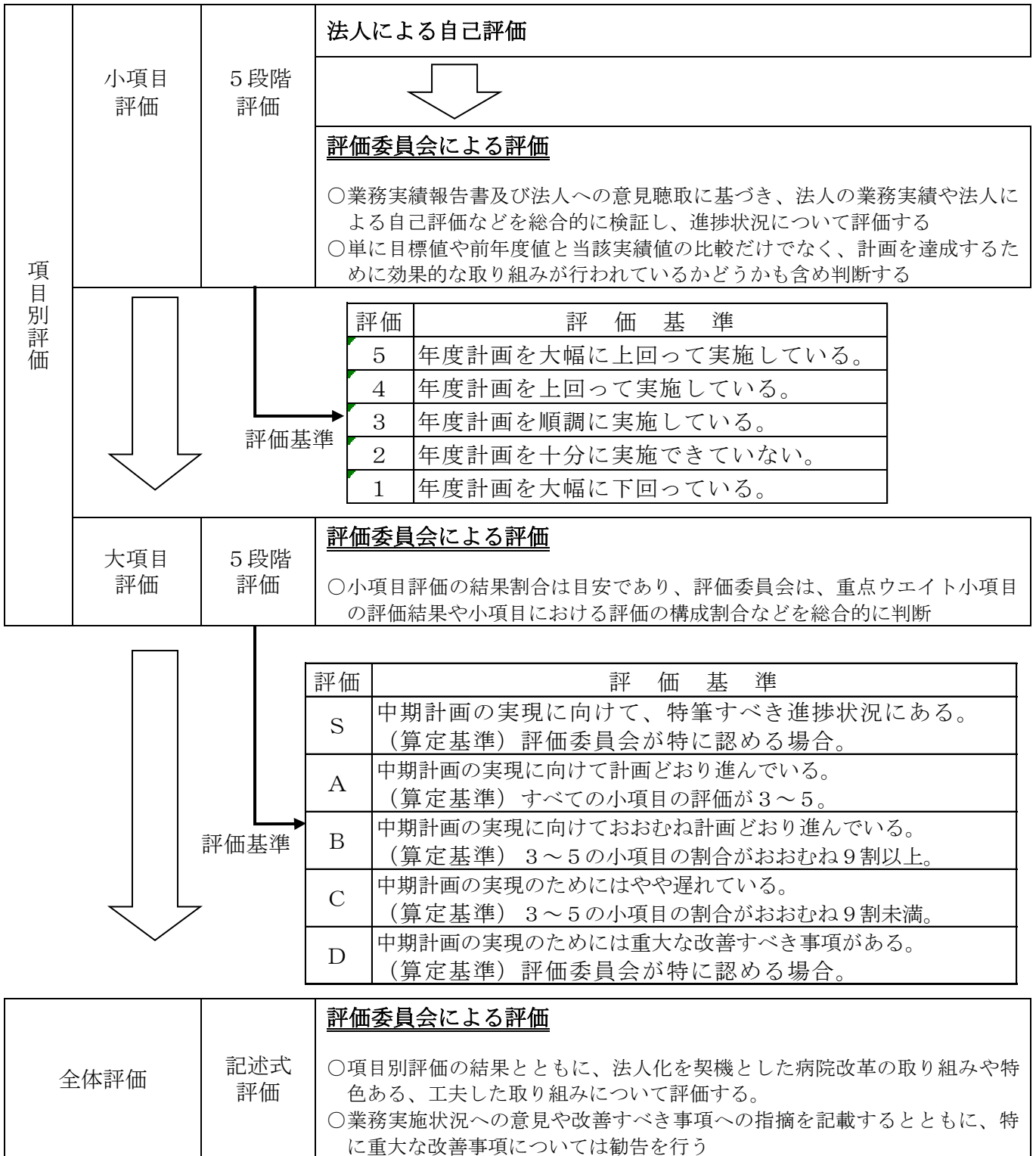
4. 平成 26 年度 地方独立行政法人堺市立病院機構 決算の概要

(平成 26 年度 財務諸表等より抜粋)

(単位：千円)

帳票名	項目	H26年度 決算額 ①	H25年度 決算額 ②	比較 ① - ②
貸借対照表	1 資産合計額	27,664,648	24,041,584	3,623,064
	2 負債合計額	26,162,297	22,759,982	3,402,315
	3 うち移行前地方債償還債務	3,206,700	14,355,690	▲ 11,148,990
	4 うち長期借入金	1,138,750	604,025	534,725
	5 純資産合計	1,502,351	1,281,602	220,749
	6 うち当期末処分利益	220,749	567,588	▲ 346,839
損益計算書	7 営業収益	14,712,358	14,093,604	618,754
	8 うち入院収益	9,325,631	9,032,602	293,029
	9 うち外来収益	3,534,688	3,322,173	212,515
	10 営業外収益	470,770	480,963	▲ 10,193
	11 経常収益	15,183,128	14,574,567	608,561
	12 営業費用	13,939,476	13,142,767	796,709
	13 うち給与費 (一般管理費分を含む)	7,596,151	6,925,138	671,013
	14 うち材料費	3,345,664	3,185,851	159,813
	15 うち経費 (一般管理費分を含む)	2,293,473	2,393,741	▲ 100,268
	16 営業外費用	901,751	781,729	120,022
	17 経常費用	14,841,227	13,924,496	916,731
	18 営業損益	772,882	950,837	▲ 177,955
	19 経常損益	341,901	650,071	▲ 308,170
	20 当期純損益	220,749	567,588	▲ 346,839
キャッシュ・フロー 計算書(CF)	21 業務活動によるCF	1,206,222	1,070,008	136,214
	22 投資活動によるCF	▲ 544,103	▲ 8,335	▲ 535,768
	23 財務活動によるCF	▲ 600,309	▲ 1,107,192	506,883
	24 当期資金増減額	▲ 118,190	▲ 45,519	▲ 72,671

5. 年度業務実績の評価の進め方



○ 大項目評価や全体評価は、総合的に評価を実施するため、

小項目評価の結果割合



重点ウエイト小項目の評価結果 等

で

大項目評価と全体評価は実施

地方独立行政法人法の抜粋

(役員の職務及び権限)

第13条 1～4 略

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(事業年度)

第32条 地方独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 略

(企業会計原則)

第33条 地方独立行政法人の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 略

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 略

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2～7 略

(借入金等)

第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第26条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2～4 略

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

(余裕金の運用)

第43条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。第66条第7項において同じ。)への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

2 略

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の抜粋

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

業務実績評価の基本方針の抜粋

2 評価方法

(2) 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

① 項目別評価

法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について総合的に評価する。

年度評価実施要領の抜粋

2 項目別評価の具体的方法

当該年度の年度計画に掲げる「第1から第4」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。

(1) 法人による小項目の自己評価

法人は、年度計画の小項目ごとの進捗について自己点検に基づき、法人として次の5段階で自己評価を行うものとする。

(2) 評価委員会による小項目評価

評価委員会は、業務実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果割合や当該中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための小項目（以下、「重点ウエイト小項目」という。）の評価結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を評価結果報告書に記載する。

3 全体評価の具体的方法

(1) 評価委員会は、項目別評価の結果や重点ウエイト小項目の評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

(2) 略

(3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。